
放送人権委員会決定 第64号
「事件報道に対する地方公務員からの申立て」
(熊本県民テレビ)
— 見 解 —

放送倫理・番組向上機構 [BPO]

放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

「事件報道に対する地方公務員からの申立て」
（熊本県民テレビ）に関する委員会決定
— 見 解 —

申立人 熊本市在住 地方公務員

被申立人 株式会社熊本県民テレビ（KKT）

苦情の対象となった番組

『ストレイトニュース』『テレビタミン』

放送日時 2015年11月19日（木）

午前11時40分～11時49分『ストレイトニュース』

午後 4時45分～ 7時00分『テレビタミン』

午後4時50分～「先出しニュース」

午後6時15分～「テレビタニュース」

2015年11月20日（金）午後4時45分～『テレビタミン』

2015年12月 9日（水）午後4時45分～『テレビタミン』

【決定の概要】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

【本決定の構成】

I 事案の内容と経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

1. 放送の概要と申立ての経緯

2. 論点

II 委員会の判断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ

第1. はじめに

第2. 名誉毀損の主張について

第3. 肖像権、プライバシー侵害の有無について

第4. 放送倫理上の問題

III 結論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19 ページ

IV 放送概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31 ページ

V 申立人の主張と被申立人の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・ 36 ページ

VI 申立ての経緯および審理経過・・・・・・・・・・・・・・・・ 40 ページ

【決定の概要】

本件は、熊本県民テレビが、2015年11月19日午前11時40分以降、ニュース番組の中で、地方公務員である申立人が、酒に酔って抗拒不能の状態にあった女性の裸の写真を撮影したという容疑で逮捕されたことを報じた3つのニュースと、翌日以降、逮捕後の勤務先の対応や、不起訴処分となったことなどを報じたニュースに関する事案である。本決定では、最も詳しく報道された、逮捕当日の午後6時15分からのニュースを中心に検討した。

申立人は、この放送について、意識がもうろうとしている知人の女性を自宅に連れ込んだとか、同意なく女性の服を脱がせたなど、申立人が認めたこともない容疑まで申立人が事実を認めているなどとしたり、「卑劣な犯行」などとコメントして、申立人が悪質な犯行を行ったと印象づける放送を行って申立人の名誉を毀損し、また、申立人の職場の映像を放送したり、申立人がフェイスブックに掲載した写真も無断で放送して申立人のプライバシー等も侵害したとして、委員会に申し立てた。

委員会は、申立てを受けて審理し、本件放送には放送倫理上の問題があると判断した。決定の概要は以下のとおりである。

本件放送は、申立人について、①わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていた女性を同意のないまま自宅に連れ込み、②意識を失い横になっていた女性の服を同意なく脱がせ、③意識を失い抗拒不能の状態にある女性の裸の写真を撮った、④（①ないし③の）事実を認めている。さらに、⑤警察は、薬物などによって女性が意識を失った可能性も含めて今後調べる方針である、ということ伝えるものである。熊本県民テレビは、本件放送は警察当局の説明に沿ったものであり、申立人に対する名誉毀損は成立しない、また、地方公務員であった申立人についてフェイスブックの写真や職場の映像を放送することは社会の関心に応えるものであって問題はないと主張する。

放送が示した事実のうち、逮捕の直接の容疑となった③の事実と、⑤の事実以外に、①、②、④については真実であることの証明はできていないが、警察当局の説明に基づいてこれらの点を真実と信じて放送したことについて、相当性が認められ、名誉毀損が成立するとはいえない。

しかし、容疑に対する申立人の認否などに関する警察当局の説明は概括的で明確とは言いがたい部分があり、逮捕直後で、関係者への追加取材もできていない段階であったにもかかわらず、本件放送は、警察の明確とは言いがたい説明に依拠して、直接の逮捕容疑となっていない事実についてまで真実であるとの印象を与えるものであった。この点で、本件放送は申立人の名誉への配慮が十分ではなく、正確性に疑いのある放送を行う結果となったものであることから、放送倫理上問題がある。

放送のコメントについては論評として不適切なものとはいえ、フェイスブックの写真の使用や職場の映像の放送については、本件放送の公共性・公益性に鑑みて問題はないと考える。

委員会は、熊本県民テレビに対し、本決定の趣旨を放送するとともに、再発防止のために人権と放送倫理にいっそう配慮するよう要望する。

I 事案の内容と経緯

1. 放送の概要と申立ての経緯

熊本県民テレビは2015年11月19日、『ストレイトニュース』と情報番組『テレビタミン』内のニュースにおいて、熊本市在住の地方公務員が同年7月、「酒を飲んで意識がもうろうとしていた知人女性を自宅に連れて行き、着ていたものを脱がせて全裸をデジタルカメラで撮影した」等として準強制わいせつ容疑で逮捕されたと放送した。申立人は12月8日不起訴処分で釈放され、その後熊本県民テレビに対して「個人情報保護法に基づく開示等の請求書」を送り、逮捕から不起訴に至るまでの報道の有無とその内容に関する開示請求を行った。

そして12月17日付で委員会に申立書を提出、熊本県民テレビの事件報道は、「警察発表に色を付けて報道」しており、事実と異なる内容で、またフェイスブックから無断で使用された顔写真や職場の内部まで放送され、「完全なる極悪人のような報道内容」、「初期報道でレイプや殺人犯かのような扱い」により深刻な人権侵害を受けたとして、謝罪文の提出、事実と異なる異常な報道であった旨の放送、インターネットに拡散している情報の削除を求めた。

申立人は、その後熊本県民テレビに出向いて同局の放送内容を確認のうで2016年2月22日に追加書面を委員会に提出、その中で、警察発表では「意識もうろう」という記載はないのに、無理やり家に引きずり込み、無理やり服を脱がせ犯行に及んだと事実と異なる内容の放送をしたうえで、「容疑を認めている」と放送することにより全てを認めているかのような放送だ、また、司会者がコメントで「卑劣な行為」と断言し犯人のように扱った、などと主張した。

これに対して熊本県民テレビは、「公務員が本人の承諾なく女性の裸体の写真を撮影したことによって準強制わいせつ容疑で逮捕されたもので、社会的に重大な事案である。当社の報道は、正当な方法によって得た取材結果に基づき客観的な立場からなされたもの。申立人の名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利を不当に侵害も、これらに係る放送倫理に違反した内容でもなく、公平・公正を欠いた内容でもないことから、申立人の主張は妥当性がないものと考え」と反論した。

委員会は2016年4月19日に開催された第232回委員会で、委員会運営規則第5条（苦情の取り扱い基準）に照らし、審理入りすることを決めた。なお、委員会は、熊本県を中心に発生した地震に伴う甚大な被害に配慮しつつ本事案の審理を進めることを確認した。その後9回にわたる審理、双方へのヒアリング、4回の起草委員会の開催などを経て委員会決定の通知・公表に至った。

放送の概要については後述の「IV 放送概要」、提出された書面やヒアリングを通じて明らかになった申立人の主張とそれに対する被申立人の答弁の概要は「V 申立人の主張と被申立人の答弁」のとおりである。申立てに至る経緯及び審理経過は末尾「VI 申立ての経緯および審理経過」に記載のとおりである。

2. 論点

申立人が主張する本件放送による人権侵害の有無と、それに係る放送倫理上の問題を検討するために委員会が取り上げる論点は以下のとおりである。

- 放送は、事件の内容や人物像をどのようなものとして視聴者に示しているか。
- 放送に、誇張された、あるいは真実とは異なる表現があるか。
- どのような取材・情報に基づいて放送が行われたか、その過程は適切だったか。
- 本件の申立人が公務員であることは、放送にあたってどのように考慮されるべきか。
- 本件報道の公共的価値と申立人の名誉・プライバシーのバランスについてどう考えるか。
- 実名、フェイスブックの顔写真、勤務先、所属部課の映像は肖像権やプライバシー権との関係、放送倫理の観点から見て適切か。

II 委員会の判断

第1 はじめに

本件申立ての対象となる放送は、申立人が警察に逮捕された2015年11月19日、午前11時40分からのニュース番組と、午後4時45分からの情報番組の中のニュースコーナー(4時50分と6時15分の2回)で放送された計3つのニュース、翌日以降、逮捕後の勤務先の対応や、不起訴処分となったことなどを報じたニュースである。本決定では、最も詳しく報道された、逮捕当日午後6時15分からのニュース(これを以下、「本件放送」という)を中心に検討する。

本件放送当日の取材経過は、熊本県民テレビの説明によれば概ね以下のとおりである。

本件放送当日の午前10時38分頃、熊本県警X警察署から「広報連絡」と題する1枚のペーパーが熊本県民テレビにFAXされた。その内容は、件名を「準強制わいせつ事件被疑者の逮捕について」とし、申立人の実名、年齢、住所(丁目まで)、申立人の職業(公務員)を示し、当日午前10時に申立人を逮捕したとするものであった。記載された「事案の概要」は、2015年7月31日に申立人が、申立人方で、被害者である女性の「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」であるとするものであった。

X署の近くにいた熊本県民テレビのカメラマンがX署に駆けつけ、他社の記者とX署警察当局のやりとりの概略を本社にいたデスクに報告したうえで、デスクの指示を受けた記者が電話で警察当局から取材をした。担当記者と警察当局のやりとりの中で、警察当局は、申立人が熊本市の職員であること、申立人が容疑を認めていること、「事案の概要」に記載された事件に至った経緯などを説明した。

この時点では申立人は拘束されており、弁護人も選任されていなかった。

担当記者は、この「広報連絡」と警察当局の説明をもとに、本件放送のニュース原稿を作成し、逮捕当日午前11時40分からは簡単に逮捕の事実のみを伝えるニュースを、午後4時50分からと午後6時15分からのニュースではより詳しい事実を伝えるニュースをローカルニュースのトップで放送した。翌日には、その日に行われた本件に関する市長の会見も付加して午後6時15分からのニュースでも放送した。なお、逮捕当日午後、日本テレビ系列の11局でも本件についてのニュースが放送された。また、熊本県民テレビは、申立人のフェイスブックから申立人の写真を取得することができたことから、申立人の写真2枚の画像も放送している。

以上の取材経過のように、被疑者の逮捕直後に、弁護人もいない中では、警察の公式発表、警察当局への取材からニュースを作成し、放送するという流れは事件報道の通常の流れといってもよいだろう。熊本市で続いていた市役所職員の一連の不祥事も

受けて、実名や写真、職場の映像を放送することも報道の役割かもしれない。

これに対して、申立人は、この警察の広報に基づいたニュースの中には真実ではないことが含まれ、あるいは誇張があったとしている。また、フェイスブックの写真や職場の映像まで放送されて申立人の権利が侵害されたと主張している。

本件は、このような取材経過に基づく事件報道のあり方に問題はなかったかが問われた事案である。

第2 名誉毀損の主張について

1 放送が示す事実

本件放送は、視聴者にどのような事実を伝えたか。

(1) 放送内容

本件放送でアナウンサーは、冒頭、以下のように事件を紹介した。

- a 「酒に酔って意識がもうろうとしていた知人の女性を自分の家に連れて行き、着ていたものを脱がせて全裸をデジタルカメラで撮影したとして、熊本市の職員の男が逮捕されました」

その後、事件の経緯について、次のように読み上げている。

「警察によりますと」にはじまり、「疑いです」と結ぶ中で、

- b 「容疑者は今年7月末、20代の知人の女性と熊本市内の飲食店で酒を飲んだ後、酒に酔った女性をタクシーで熊本市内の自分の家に連れて行き（但し、読み上げの際の画面のテロップでは、『連れて行き』ではなく『連れ込み』と表示されている）」

- c 「意識がもうろうとしていた女性の服を脱がせ」

- d 「全裸をデジタルカメラで撮影した」

と説明している。

そのうえで、

- e 「調べに対し容疑者は『間違いありません』と容疑を認めているということです」としている。その後、

- f 「警察は容疑者が被害者の女性に薬物を使って意識をもうろうとさせた可能性も含めて今後調べることにしています」としている。

また、aからeをアナウンサーが読み上げた後、番組キャスターが、次のようにコメントしている。

- g 「意識がもうろうとしている女性に対して卑劣な行為ですね」

なお、aないしeを読み上げている間、画面は、申立人の勤務する区役所の建物と、建物の中の申立人が所属していた部課の窓口の様子を写した映像を流している。

(2) 視聴者はどのように受け止めるか

ア 犯行と犯行に至る経緯について

aとbの「酒に酔って意識がもうろうとしていた知人の女性」、「自分の家に連れて行き」という説明と、テロップの「連れ込み」という記載、dの行為をつなげると、申立人は、飲酒のうえ意識がもうろうとしていた知人の女性を、わいせつな行為をする目的を持って、明確な同意がないままに、あるいは女性の意思に反して自宅に連れ込んだという印象を与える。

cの「意識がもうろうとしていた女性の服を脱がせ」という表現からは、申立人が女性の同意なく女性の服を脱がせたという印象を与える。

dの「全裸をデジタルカメラで撮影した」は、意識がもうろうとしていた女性の裸を同意なくしてデジタルカメラで撮影したという事実を示している。

eの「容疑者は、容疑を認めているということです」は、aからdの警察の疑いという言葉を受けており、aからdまでの疑い全てを申立人が認めている、したがって、aからdはいずれも事実であるとの印象を与える。

gの「意識がもうろうとしている女性に対して卑劣な行為ですね」とのコメントも、申立人に関する行為が真実であろうという印象を強める。

警察の「広報連絡」に書かれた「事案の概要」は、dの放送部分の行為をとらえた、「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」というもののみであったが、本件放送は、裸体をデジタルカメラで撮影するという行為に至る経緯についても説明し、わいせつな行為を行う目的で女性をタクシーに乗せ、女性の同意なく自宅に連れ込み、同意なく女性の服を脱がせたうえで犯行に及んだという一つのストーリーを提示している。「容疑を認めている」と述べていること、犯行の経緯の部分と直接の逮捕容疑となった被疑事実を明確に区別せずに放送していることから、このストーリーを含めた事実関係を申立人が認め、したがってその内容が事実であろうという印象を視聴者に与えている。

イ 薬物使用の可能性について

fのとおり、「警察は容疑者が被害者の女性に薬物を使って意識をもうろうとさせた可能性も含めて今後調べることにしています」としているが、「可能性も含めて今後調べることにしています」とすることは、薬物使用について必ずしも具体的疑惑があるとまではいわず、薬物使用の一般的抽象的な可能性を指摘するにとどまっていると受け止められる。

ウ キャスターのコメントについて

gの「意識がもうろうとしている女性に対して卑劣な行為ですね」というコメントは、申立人の犯人性を前提とするコメントと受け止められるが、それ自体は

具体的な事実を摘示するものというよりは、事案についての論評をするものであり、委員会は、この論評の適否の問題として検討する。

エ 申立人の同定などについて

本件放送は、実名を用い、「熊本市〇〇区役所」（〇〇は実名で放送）と勤務先を説明し、さらにフェイスブックの顔写真2枚も放映しているから、被疑者が申立人であると同定可能である。

2 申立人の社会的評価の低下の有無

本件放送は、1に述べたとおり、逮捕された被疑者を申立人と同定できる状況で申立人の犯行及び犯行に至る経緯を示しているものであるから、申立人の社会的評価を低下させるものである。しかし、その放送にかかる事実が公共の利害に関する事実であり、その目的が専ら公益を図るものである場合には、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があれば、その放送には違法性がなく、また、真実であることの証明がなくても、放送局がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは、免責される（最高裁平成14年3月8日判決、最高裁昭和41年6月23日判決等参照）。そこで、以下、公共性・公益性と真実性、真実と信じたことについての相当性について検討する。

3 放送の公共性・公益性

本件は、知人の女性（以下「Aさん」という）が抗拒不能の状態にあるのに乗じ、Aさんの裸体をデジタルカメラ等で撮影したという、準強制わいせつの罪名にあたる容疑で市役所の職員が逮捕されたという事案である。起訴前の段階の刑事事件であり、罪名から見ると事案は軽微なものではない。また、被疑者は、公益を図るべき立場にある市役所の職員である。したがって、現職の公務員が起こした準強制わいせつの事案として、その社会的影響は大きいものと考えて本件事案を放送することは、公共の利害に関わる事実を、公益を図る目的で放送するものといえる。

4 真実性は認められるか

次に放送内容の真実性を検討する。

(1) 放送内容の概要

本件放送が視聴者に示した事実は1項記載のとおりであるが、以下のとおり、大別される。

- ① 申立人は、わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさんを同意のないまま自宅に連れ込んだ。

- ② 申立人は、意識がもうろうとしていたAさんの服を同意なく脱がせた。
- ③ 申立人は、意識がもうろうとしているAさんの裸の写真を撮った。
- ④ 申立人は、①ないし③の事実を認めている。
- ⑤ 警察は、薬物などによってAさんが意識を失った可能性も含めて今後調べる方針である。

(2) 事件についての双方の説明

申立人についての刑事事件は、申立人とAさんの間で示談が成立し、不起訴で終了しているため、刑事判決を参考に事実関係を確定することはできず、真実性の有無は申立人と熊本県民テレビの双方の説明によって判断するほかない。双方の説明を要約すると以下のとおりである。

ア 申立人の説明

Aさんは、申立人の自宅に入るときは意識がはっきりしていたが、入室後、気分が悪くなって2度にわたって嘔吐した。汚れた衣服をAさんが自ら脱ぐ際に、申立人は手伝った。その後、Aさんは気分が悪く横になっていたところ、申立人はAさんの承諾のないままデジタルカメラでAさんの裸体を撮影した。

イ 熊本県民テレビの説明

本件放送の当日午前10時38分にX警察署が発表した「広報連絡」に記載された「事案の概要」は、申立人が「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」であった。これに加えて、この警察発表直後に、X署の近くにいた熊本県民テレビのカメラマンがX署に行き、警察署の広報担当者が他の報道機関から取材を受けている様子を聞いて熊本県民テレビのデスクに報告している。この報告をもとに、熊本県民テレビの記者は、電話で警察当局に取材した。本件放送は、警察の発表に加え、警察当局から聴き取った内容を根拠として放送したもので、真実性がある。

警察当局が説明した内容は、以下のとおりである。

「抗拒不能」とはどのようなことかといえば「意識もうろうの状態」である。容疑者は市内で知人であったAさんと一緒に飲酒した後、Aさんを自分の部屋に連れ込んだ。Aさんは、「タクシーに乗る時に記憶がない」と話している。Aさんは意識もうろうと話しているので、自分で服を脱ぐことはない。容疑者が脱がせたということでないとはならないだろう。

Aさんが被害届けを出したのは9月中旬で、その数日前に容疑者のデジタルカメラに裸の写真が写っているのを見た。

容疑者は「間違いはない」と容疑を認めている。

薬物を使って意識もうろうとさせた可能性も含め、今後調べる。

以上の聴き取りに基づいて真実性があると判断して放送した。

(3) 真実性の証明について

上記の各説明と警察の広報等の内容から判断すると、

(1)の③「意識がもうろうとしているAさんの裸の写真を撮った」という部分は、逮捕の直接の理由となった被疑事実にあたるものと解され、Aさんの状態について申立人の説明に若干のニュアンスの違いはあるものの、申立人も概ね認めている事実であるから、真実であると考えられる。

次に、(1)の①「わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさんを同意のないまま自宅に連れ込んだ」、(1)の②「意識がもうろうとしていたAさんの服を同意なく脱がせた」という部分については、申立人の言い分は全く異なっており、他に事案の真実性を解明する重要な証拠は存在しない。

(1)の④「申立人は、①ないし③の事実を認めている」については、熊本県民テレビは、警察当局の説明から、①や②の部分も含めて申立人は事実関係全体を認めていると理解したと述べている。しかし、「広報連絡」に記載された「事案の概要」には、「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」との記載があるのみである。

記者が、「事案の概要」に記載された「抗拒不能の状態にあるのに乗じて」とはどのようなことかと聞いたところ、警察当局は、「女性は意識もうろうと話しているので、自分で服を脱ぐことはない。容疑者が脱がせたということでないとならぬだろう」などと推測であるというニュアンスの説明をしている。このような説明からすると、①の事実や②の事実までも申立人が認めているとまで断言しているとはいえない。申立人も、①や②の事実についてまで真実であると認めたことはないと説明している。したがって、犯行に至る経緯である①や②の部分までの全てを申立人が認めているという点は真実性が証明できていない。

①、②についても、申立人がこれらの事実を認めたとは認定できない状況下において、判決もなく、その他の証拠もない状況では、真実性は証明できていない。

次に、(1)の⑤「警察は、薬物などによって女性が意識を失った可能性も含めて今後調べる方針である。」とする点は、薬物使用の具体的な嫌疑までは発生する事情はなくても、警察が薬物などの影響の有無についても視野に入れて捜査することは、一般論としてはありうることであり、現に警察当局がそのようにコメントしているとすれば、真実性があると認められる。

以上をまとめると、放送が示した(1)の①、②、④の事実について、真実性の証明はない。

5 真実と信じることについての相当な理由の有無

前項のとおり、放送内容の一部について、真実性の証明ができているとはいいがたいので、次に、真実が証明できていない部分について、それが真実であると信じることについて相当な理由があるかを検討する。

①「申立人は、わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさんを同意のないまま自宅に連れ込んだ」、②「申立人は、意識がもうろうとしていたAさんの服を同意なく脱がせた」、④「申立人は、①ないし③の事実を認めている」とする放送内容について、真実と信じるについて相当な理由があったといえるか。

熊本県民テレビの放送のうち犯行に至る経緯を含む犯行にかかわる部分の放送は警察の「広報連絡」及び警察当局者の説明に依拠している。

この点についての熊本県民テレビの説明を仔細に検討すると、記者からの取材に対して、警察当局は、具体的な犯行の態様、犯行に至る経緯について、①、②のような説明をしている。但し、警察当局も、上記①、②の点まで申立人が認めているとまでは明確には言っていない。即ち、申立人に対する容疑は、「広報連絡」には「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」とするのみである。警察当局も、これ以外の、Aさんが申立人の部屋に入った経緯、Aさんが裸になった経緯などの警察当局が口頭で説明する事実までも申立人が認めていると明確に説明しているわけではない。

しかし、熊本県民テレビは、県警との間では明確なルールはないものの、一部を否認していたり、完全否認しているときは、県警はそう言うはずであるし、「容疑を認めている」というのは、かなり強い肯定、容疑を認めているのだなと受け取る、としている。

確かに、警察当局の説明は、「事案の概要」に記載された容疑について申立人が容疑を認めているということと、事件に至る経緯についての警察の見立てまでも申立人が認めているのかどうかということについて、明確な区別をせずに説明しているふしもうかがわれる。

ところで、本件放送に限らず、放送局が、逮捕直後などに事件の第一報を報じる場合に、警察の広報資料や広報担当者からの説明に依拠して放送せざるを得ないときがある。このような場合の相当性の判断については、以下のように異なる2つの考え方がある。

まず、「犯罪捜査にあたる警察署の捜査官が、捜査結果に基づいて判明した被疑事実を記者発表の場などで公にしたような場合には、その発表内容に疑問を生じさせるような事情がある場合は格別、そうでない限りは、当該事実を真実と信じたとしても相当な理由があるというべきである。」（東京地裁平成2年3月23日判決）とする考え方が存在する。

他方、「記者会見等における上記の情報は、警察発表という一般的に信用性の高いものではあるということ是可以する。しかし、捜査機関の広報担当者が発表した被疑事件の事実について、報道機関が、これを被疑事実としてではなく、客観的眞実であるかのように報道したことにより他人の名誉を毀損したときは、報道機関は、発表された事実を眞実であると信じたことに相当な理由があったとして過失の責任を免れることはできないものというべきである。」（東京地裁平成13年9月26日判決）とする考え方も存在する。

このように、警察発表の内容にどの程度依拠し、警察発表にどの程度眞実性があると考えて報道することができるかについては、異なる考え方がある。このような議論状況のもとでは、前記のように警察当局の①、②及び④の部分に関する、明確とはいいがたい説明を受けて、取材する側が、これらの部分についても申立人が事実を認めていると理解し、①、②及び④についても眞実である可能性が高いと信じたことについて、相当性を認めると委員会は判断した。

但し、(i)「広報連絡」の「事案の概要」記載の事実があったとすれば、Aさんが申立人の部屋に入って裸になり、写真撮影後に服を着て出て行く一連の出来事があったことになる。しかし、もし最初の段階から意識がもうろうとしていたというAさんからの被害申告があり、仮に申立人もその点を認めているとすれば、なぜそれらの事実が「事案の概要」に含まれず、準強制わいせつ罪の実行行為としてあまり一般的でない写真撮影という身体接触を伴わない一瞬の行為だけを切り取ってAさんは翌朝目が覚めた時点から自分が裸であることに気づいていたにもかかわらず、「事案の概要」にしたのか疑問が生じる。また(ii)申立人とAさんは知り合いであり、Aさんが警察に本件の被害申告をしたのは、事件から約1か月半経過し、申立人が自分の裸の写真のデータを持っていることを知ってからであった。これらの点を考慮すると、どの時点からAさんの同意のない行為であったかに関する警察当局の説明にも疑問が生じるから、仮に前記の2つの考え方のうち前者の立場に立ったとしても、①、②及び④について眞実であると信じたことに相当な理由があるとはいえないとの意見もあった。

6 「卑劣な行為」とのコメントについて

他人の言動等について意見ないし論評を表明する行為がその者の客観的な社会的評価を低下させることがあっても、その行為が公共の利害に関する事実に係り専ら公益を図る目的に出たものであり、かつ、意見ないし論評の前提となっている事実の主要な点につき眞実であることの証明があるときは、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱するものでない限り、名誉毀損としての違法性を欠く（最高裁平成元年12月21日判決、最高裁平成9年9月9日判決など）。

本件放送の論評の対象となっているコメントは、「意識がもうろうとしている女性

に対して卑劣な行為ですね。」とするものであり、論評の対象となった事実は必ずしも明確ではなく、他方、論評の対象となった事実の中には少なくとも「意識がもうろうとしていたAさんの裸の写真をデジタルカメラで撮影した」とする事実が含まれると考えられるところ、この事実は真実であると認められる。少なくともこの真実性の認められる事実に対する論評として考えても、「卑劣な行為」とのコメントは、論評の域を逸脱したものとはいえないと考える。したがって、このコメントが申立人の名誉を毀損するものとはいえないと判断する。

7 申立ての対象となったその他のニュースについて

(1) 逮捕当日の他のニュース

逮捕当日のその他のニュースは、逮捕の事実を簡略に伝えた第一報と、本件放送とほぼ同様のニュースであるから、本件放送と同様に名誉毀損にはあたらない。

(2) 逮捕翌日のニュース

逮捕翌日のニュースは、申立人の逮捕を簡略に説明し、この逮捕を受けて熊本市長が謝罪をしている映像、市長が「準強制わいせつであれば、これが明確になったら、それは懲戒免職が相当であろうかと思えます」と述べている映像が流れている。このニュースは、市役所職員の不祥事が続いている中での市の対応を放送した中で市長のコメントを紹介したものであって、恣意的な放送とはいえず、とりたてて申立人についての悪印象を視聴者に植え付けようとするものではないと考える。

(3) 不起訴処分の翌日のニュース

不起訴処分の翌日のニュースでは、申立人を匿名化し、申立人が不起訴処分になったことを放送した。不起訴処分の事実を、必要な範囲で事案を特定して伝えようとしたもので、申立人の名誉を毀損するものではない。

8 名誉毀損についての結論

以上により、委員会は、本件放送等の熊本県民テレビの放送は申立人の名誉を毀損したとは判断しない。

第3 肖像権、プライバシー侵害の有無について

1 職場等の放送との関係

本件放送は、申立人の実名を挙げ、申立人の職場である区役所の中の窓口の映像を流しながら申立人について「〇〇区役所に勤務する」と説明している。申立人は、そ

のようなことまで放送することは申立人の権利を侵害するものであると主張する。たしかに、自己の職場や役職などをみだりに公表されたりしない権利はプライバシー権などで保障されている。しかし、公共の利害に関わる事実を、公益を図る目的で報道することは報道の自由として保障されており、そのこととの関係で権利侵害とまでいえないこともある。

公務員が刑事事件の被疑者になった場合であるからといって、役職や部署にかかわらず職場や担当部署等を一律に放送することが正当化されるとはいえず、被疑事件の重大性、その公務員の役職、仕事の内容などに応じて放送の適否を判断するべきであろう。しかし、本件放送の対象事件は、準強制わいせつ罪という重い法定刑の事案であることに加え、申立人が区民課の窓口で一般市民とも接触する立場にあり、勤務部署も公共的な意味合いの強い場であることに鑑みれば、申立人の実名や申立人の勤務先、職場窓口の映像を放送することが許されない場合とはいえず、したがって、権利侵害が生じたとはいえない。

2 フェイスブックの写真の放送

本件放送では、申立人がフェイスブックで公開していた写真2枚のうち1枚が冒頭で、その後2枚が数秒間ずつ、最後に1枚がもう1回数秒間放送されている。申立人は、本人の同意なくフェイスブックの写真を送信することは申立人の権利の侵害であると主張する。

フェイスブックに掲載した写真については、不特定多数の者がその写真を閲覧できる扱いとなっているが、そうであっても申立人が、犯罪報道の中で、被疑者を示すために使用されることまで予期していたとはいえず、報道目的から見て相当な範囲を逸脱しているときは、自らの肖像をみだりに公表されないという意味での肖像権、自己情報をコントロールする権利との関係が問題になるとの考え方もありうるところである。

本件放送は、申立人の写真2枚のうち1枚を冒頭で、その後2枚を、数秒間ずつ、うち1枚についてはもう1回後半で数秒間放送している。この画像は、より具体的な事案のイメージを与えるという効果を生じているが、さらに進んで不必要に申立人を非難する印象を与えるような使い方ともいえない。公共の関心にかかわる事実を、公益目的に基づいて報道するに際して、より具体的な事案のイメージを与えるために画像が用いられていると考えられ、地方公務員の準強制わいせつ罪にかかる刑事事件という事案の重さにも鑑みると、報道目的から見て相当な範囲を逸脱しているとはいえず、いずれにせよ権利侵害が生じているとまではいえない。

なお、本件放送では、画像の周囲はマスクングがされながらも、出典を明らかにするためにフェイスブックからの画像であることが示されている。このためかえって視

聴者は、フェイスブックの申立人のページに誘導され、そこに掲載された申立人の写真にとどまらず、その友人や家族のマスクの無い写真や情報を閲覧することができるということにもなりうる。フェイスブックの写真の利用にこのような側面があることには留意する必要がある。

3 キー局等での放送、ウェブサイトでの扱い

申立人は、本件のニュースが、キー局である日本テレビのニュースによって、11局(熊本県民テレビを含まず)でも放送され、熊本県民テレビのウェブサイトにも掲載されたことから、広範囲に申立人に関する誤った情報が拡散されたとするが、熊本県民テレビは他のニュースと同様の扱いで日本テレビにニュースを配信するのみで、全国ネットのニュースで放送するかどうかの採否はキー局である日本テレビの判断によるから、この点を熊本県民テレビの問題として取り上げる必要はないと考える。

また、本件放送は、熊本県民テレビのウェブサイトで、テレビ放送後に掲載されたが、24時間以内に消去されている。したがって、ウェブサイトでの掲載について、番組内での放送とは別に考慮、検討しなければならない点はないと考える。

第4 放送倫理上の問題

1 なぜ放送倫理の問題を検討するか

本件放送は、申立人の名誉その他の人権を侵害するものではない。しかし、名誉毀損の有無において検討したように、本件放送は、「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」という「広報連絡」の「事案の概要」記載の事実に加え、申立人は事実と認めていない①申立人は、わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさんを同意のないまま自宅に連れ込んだ、②申立人は、意識を失い横になっていたAさんの服を同意なく脱がせた、という事実も加えた全体のストーリーが真実であるという印象を視聴者に与えている。この①と②の事実が事件の悪質性に関する印象に与える影響は多大なものがある。

名誉毀損の成否との関係では、これらの事実について、熊本県民テレビが真実と信じたことに相当な理由を認めうると判断したことは既に述べたとおりであるが、ここでの「相当性」は、名誉毀損(=権利侵害)という重大な結論に結びつくという意味で取材過程や取材結果の判断に問題があったかを判断するものである。委員会では、一部に異論はあるものの、この意味での相当性がないとまでは判断しなかった。しかし、取材のあり方や表現のしかたに関する放送倫理上の問題は、権利侵害の成否を分ける相当性の有無の判断とは異なる問題である。その観点からすれば、本件放送においては、真実性の証明ができていない部分が事件の印象に与える影響が大きいものであることも考慮すると、関係者の名誉に配慮し、事実を正確に伝えるという観点から、

どのように取材し、表現するべきであったかという放送倫理上の問題は、別途検討されるべきである。そこで、事件報道と放送倫理についての考え方を見ると以下のとおりである。

放送と人権等権利に関する委員会（BRC）決定第6号、第8号、第9号（1999年3月17日）は、放送倫理の問題として、警察発表に基づいた放送では、容疑段階で犯人と断定するような表現はするべきではない、また、容疑者の家族や弁護士等を含む裏付け取材が困難な場合には、容疑段階であることを考慮して、断定的なきめつけや過大、誇張した表現、限度を超える顔写真の多用を避けるなど、容疑者の人権にも十分配慮した、慎重な報道姿勢が求められるとしている。

日本民間放送連盟は、裁判員裁判制度が実施される中で、事件報道の意義と報道上の自主的な留意点を改めて確認する意味で、事件報道においては「予断を排し、その時々的事实をありのまま伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。また、未確認の情報はその旨を明示する。」としている（2008年1月17日「裁判員制度下における事件報道について」）。

日本新聞協会は、「捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。」という指針を発表していることも参考とすべきである（2008年1月16日「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」）。

そこで、これらの観点から放送倫理上の問題を検討する。

2 本件放送における取材・表現と問題点

本件放送は、申立人が「容疑を認めている」と放送しており、視聴者は、放送が語る事件のストーリー全体、即ち「わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさんを同意のないまま自宅に連れ込み、意識を失い横になっていたAさんの服を同意なく脱がせた」という部分も含めて申立人の行為であろうと受け止めることとなるであろう。

しかし、上記の点は、それほど確かな事実とはいえない。

第2の4項「真実性の判断」の（2）及び5項「真実と信じることについての相当性の有無」で述べたとおり、記者の電話取材に対して、警察当局は、記者が、「事案の概要」に記載された「抗拒不能の状態にあるのに乗じて」とはどのようなことかと聞いたところ、警察当局は、「熊本市の飲食店で酒を飲んだ後、女性を自分の部屋に連れ込んだ」、「女性は意識もうろうと話しているので、自分で服を脱ぐことはない。容疑

者が脱がせたということでない」と説明している。そして、申立人は「間違いない」と「容疑を認めている」と説明した。しかし、「広報連絡」の「事案の概要」に記載されたことは「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの」とする部分であり、その前段階の、Aさんが申立人の部屋に入った経緯や、Aさんが裸になった経緯は含まれておらず、別のことがらである。警察当局は、「容疑者が脱がせたということでない」と説明しており、「事案の概要」に書かれていない部分の説明は推測であるというニュアンスが含まれている。とすれば、警察が「容疑を認めている」といったときの「容疑」には、「事案の概要」記載の事実を超えて、申立人が、わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさんを同意のないまま自宅に連れ込んだ、という点や申立人がAさんの意に反してAさんの服を脱がせたのかどうかという点まで含まれているかは明確ではなく、①や②の点まで申立人が認めたという趣旨の説明ではないのではないかという疑問が生じる。

そして、警察当局への電話での取材は、申立人が午前10時に逮捕されてから2時間弱しか経っていない時点でのものであるから、「事案の概要」で示された「抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影した」ということへの認否を超えて、犯行前の経緯についてまで警察の疑いを正確に理解して申立人が詳細に供述しているのかも疑問である。

また、Aさんは申立人の知人であったこと、Aさんは事件の1か月半後に申立人がAさんの裸の写真データを持っていることを知って初めて警察に相談したことなどの経緯からも、どの時点からAさんの意に反する状態になっていたか疑問が生じる。

同意なくして部屋に連れ込んだということ、同意なくして服を脱がせるということは、むしろ一般的には同意なくして裸体撮影する行為以上に違法性が強いものといえよう。そうであれば、それらの事実の有無は事件の悪質性に大きく関わるものであって、申立人の行為に対するイメージを大きく左右するものであるが、「広報連絡」にはその点は記載されていない。

とすれば、警察当局の説明部分のうち、どの部分まで申立人は事実と認めていることなのか、そうではない警察の見立てのレベルのことが含まれるのかということについて疑問を持ち、その点について丁寧に吟味し、不明な部分があれば警察当局にさらに質問・取材するべきではなかったか。

仮にそこまでの取材が困難であったとすれば、逮捕したばかりの段階で、被疑者の供述についての警察当局からの口頭での説明が真実をそのまま反映しているとは限らないということ、関係者などへの追加取材も行われていないことも考慮すべきであり、何らの留保なしに「容疑者は容疑を認めています」として、そのストーリー全体が真実であると受け止められる放送の仕方をするのではなく、少なくとも①や②の事実

ついて「疑い」や「可能性」にとどまることを、より適切に表現するように努める必要がある。

本件は、熊本県民テレビのニュースのトップで、公務員の行った重大な事案として、申立人の実名を放送し、職場や顔写真の映像も複数回放送するなどの扱いをしているのであるから、取材・表現により慎重を期すべきであったろう。

3 小括

以上によれば、本件放送は、犯罪事実が確定しておらず、また、他の裏付けもない逮捕直後の段階で、明確とはいいがたい部分のある警察当局の発表のみに依拠して、特段の留保なく、事件に至る経緯までも真実であるように印象づける放送をしている。この点について、逮捕直後の段階の容疑者である申立人の人権にも十分な配慮をして、より慎重な取材に努め、正確な表現を選ぶべきであった。

この点において、放送倫理基本綱領が、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。」としている点との関係で、また、このような放送の結果、関係者の名誉が傷つくことになるおそれがあることに鑑み、個人の名誉を傷つけるような取り扱いをしてはならないとする日本民間放送連盟放送基準第1章（2）との関係で、本件放送には放送倫理上の問題がある。

III 結論

熊本県民テレビは、「Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影した」という、申立人も認めている警察の広報文書記載の容疑内容に加えて、「意識がもうろうとした女性を、女性の同意なく自宅に連れ込んで、同意なく女性の服を脱がせて犯行に及んだ」という事件に至る経緯までも真実であるかのような印象を与える放送を行った。

この点について、委員会は申立人の名誉を毀損するものであるとは判断しない。しかし、犯罪事実が確定しておらず、また、捜査機関からの情報の他に裏付けもない逮捕直後の段階での報道においては、より慎重な姿勢で捜査機関に取材し、事実が「疑い」や「可能性」にとどまるのであれば、そのことを正確に表現する報道姿勢が求められる。熊本県民テレビは、このような姿勢を欠いたため、申立人の名誉への配慮が十分ではなく、正確性に疑いのある放送を行う結果となったと評価せざるを得ない。

報道は、事実を客観的かつ正確・公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない（放送倫理基本綱領）。また、個人の名誉を傷つけるような取り扱いをしてはならない（日本民間放送連盟放送基準第1章（2））。

したがって、委員会は、本件放送には放送倫理上の問題があると判断する。

Ⅱの第1「はじめに」にもあるとおり、本件は、捜査機関の逮捕当初の広報に取材し、第一報を放送するに際していずれの放送局も直面したであろう問題にかかわる事案であり、同じ事件についてのニュースに関する第63号委員会決定のとおり、熊本県民テレビ以外にも同種の問題があった。その他の放送局でも同様の問題はあり得る。しかし、そうであるからといって、容疑者となった者の人権との関係で改善すべき点がある以上、委員会は、放送倫理上の問題を指摘するべきものであると考え、本決定に至った。

委員会は、熊本県民テレビに対し、本決定を真摯に受け止めた上で、本決定の趣旨を放送するとともに、公務員の不祥事への批判という社会の関心に応えようとする余り、容疑者の人権への配慮がおろそかになっていなかったかなどを局内で検討し、今後の取組みに活かすことを期待する。

なお、本決定には結論を異にする以下の3つの少数意見がある。

少数意見

1. はじめに——私の立場

委員会決定は、本件放送について申立人に対する名誉毀損とは言えないとしたうえで、放送倫理上問題があるとした。私は、本件報道に放送倫理上特段の問題があったとは考えない。以下、その理由を簡潔に述べる。

2. なぜ、「放送倫理上問題がある」なのか——委員会決定の判断

申立人が準強制わいせつの容疑で逮捕されたことに争いはない。この出来事を伝えた本件放送が申立人の社会的評価を低下させ、名誉を毀損したこともまた明らかである。しかし、報道された出来事に公共性があり、報道することに公益性が認められる場合、ただちに名誉毀損とはされない。その場合、報道した内容の重要部分の真実性の証明、あるいは放送局が真実と信じる相当の理由があるかどうか（相当性）が問題となる。真実性、あるいは相当性が認められる場合、放送局は違法性を問われない。

委員会決定は、本件放送に公共性・公益性を認めたいうえで、本件放送が伝えた内容を次の①～⑤に整理して、それぞれの真実性・相当性を検討している。

- ① 申立人は、わいせつ目的をもって意識がもうろうとしていたAさん(知人女性)を同意のないまま自宅に連れ込んだ。
- ② 申立人は、意識を失い横になっていたAさんの服を同意なく脱がせた。
- ③ 申立人は、意識を失い抗拒不能の状態にあるAさんの裸の写真を撮った。
- ④ 申立人は、①ないし③の事実を認めている。

⑤ 薬物などによってAさんが意識を失った疑いがあり、警察はこの点も容疑者(申立人)を調べる方針である。

委員会決定は、③、⑤については真実性、その他については相当性を認め、名誉毀損の成立を否定した。にもかかわらず、なぜ「放送倫理上問題がある」としたのか。

【決定の概要】は、次のように述べる。

しかし、容疑に対する申立人の認否などに関する警察当局の説明は概括的で明確とは言いがたい部分があり、逮捕直後で、関係者への追加取材も出来ていない段階であったにもかかわらず、本件放送は、警察の明確とは言いがたい説明に依拠して、直接の逮捕容疑となっていない事実についてまで真実であるとの印象を与えるものであった。この点で、本件放送は申立人の名誉への配慮が十分ではなく、正確性に疑いのある放送を行う結果となったものであることから、放送倫理上問題がある。

(下線は引用者による)

下線部分が放送倫理上の問題が問われた点であり、「直接の逮捕容疑となっていない事実についてまで真実であるとの印象を与えるものであった」という部分が実質的内容と言っている。ここで「直接の逮捕容疑となっていない事実」とは、先に放送内容を整理した番号にしたがえば、①と②に当たる。④は申立人が①と②を含めて認めているという内容である。この結果、③だけでなく、「直接の逮捕容疑となっていない事実」である①と②についても「真実であるとの印象を与える」ことになり、「申立人の名誉への配慮が十分ではなく、正確性に疑いのある放送を行う結果となった」というのが委員会決定の判断である。

委員会決定は、こうした事態が起きた理由を「警察当局の説明は概括的で明確とは言いがたい部分があり」、あるいは「警察の明確とは言いがたい説明に依拠」といった表現で説明している。

3. なぜ、「放送倫理上特段の逸脱がなかった」と考えるのか——私の見解

(1) 警察当局の発表・説明は「明確とは言いがたい」のか

X警察署から熊本県民テレビに「広報連絡(一般事件等)」という表題の1枚のファックスが届いた。件名・発生日時・発生場所・被疑者・身柄措置・被害者・事案の概要——などの欄があらかじめ設定された文書である。「件名」に「準強制わいせつ事件被疑者の逮捕について」、「事案の概要」に「被疑者は、上記発生日時・場所において、Aさんが抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影したもの。」と、それぞれ印字されていた。これを受けて熊本県民テレビの記者は、X警察署に取材を行った。本件放送は、その取材をもとにしたものである。

警察署から報道機関への、こうした文書による「広報連絡」は日常的に行われている。しかし、「広報連絡」に記された「事案の概要」には、通常、文字通り「概要」

しか書かれていない。本事案においても同様だった。報道機関が「広報連絡」を端緒とし、追加の情報を求めて警察署の広報担当者に取材を行うのは、一般的な取材行動である。

熊本県民テレビは「答弁書」などで、警察当局から得た情報について具体的に述べている。そこに、委員会決定が本件放送における正確性の欠如の要因として指摘する「概括的で明確とは言いがたい部分」や「明確とは言いがたい説明」があったと言えるだろうか。

この点を考えるために、本事案を伝えた次の新聞報道を参照したい。A＝2015年11月19日・朝日新聞夕刊、B＝同・西日本新聞夕刊、C＝同年11月20日・熊本日日新聞朝刊の3つである。それぞれ、Aは「裸撮影した疑い／熊本市職員逮捕／準強制わいせつ容疑」の1段見出し、Bは「準強制わいせつ容疑／熊本市の職員を逮捕」の1段見出し、Cは「酔った女性の裸を撮影疑い／熊本市職員を逮捕」の2段見出しのついた記事である。

本件放送の問題となる部分にかかわる各新聞の記述は以下の通りである。(……は省略した部分。以下、引用中にある「容疑者」は申立人を指す)

A 熊本県警は……容疑者（記事は実名。以下同じ）を準強制わいせつ容疑で逮捕し、発表した。容疑を認めているという。

発表によると、容疑者は……自宅で、意識がなく抵抗できない状態の知人女性を裸にし、デジタルカメラで撮影した疑いがある。

女性は容疑者と市内で酒を飲んでいたが、帰宅しようとしてタクシーに乗った時には意識がもうろうとしていたと県警は説明している。

B 逮捕容疑は……酒を飲んで意識がもうろうとなった知人女性＝20代＝を自宅に連れ込み、服を脱がせ裸体をデジタルカメラで撮影した疑い。「間違いない」と容疑を認めているという。

C 逮捕容疑は……自宅マンションで、酔って抵抗のできない状態だった県北の20代の女性の服を脱がせて裸の写真を撮影した疑い。

署によると、容疑者と女性は知り合いで、熊本市の飲食店で酒を飲んだ後、マンションに連れていったらしい。容疑を認めているという。

次に、本件放送（2015年11月19日午後4時45分からの放送分）を見てみよう。(……は省略部分)

今年7月、酒に酔って意識がもうろうとしていた知人の女性を自分の家に連れて行き、着ていたものを脱がせて全裸をデジタルカメラで撮影したとして、熊本市の職員がきよう逮捕されました。

準強制わいせつで疑いで逮捕されたのは……容疑者です。警察によりますと、

容疑者は今年7月末、20代の知人女性と熊本市内の飲食店で酒を飲んだ後、酒に酔った女性をタクシーで熊本市内の自分の家に連れて行き（テロップには「連れ込み」と表示）、意識がもうろうとしていた女性の服を脱がせ、全裸をデジタルカメラで撮影した疑いです。……調べに対し容疑者は「間違いありません」と容疑を認めているということです。

新聞記事と本件放送の叙述内容を比べてみる。申立人と知人女性が一緒に酒を飲んだ後、意識がもうろうとした知人女性と申立人がタクシーで申立人の自宅に行ったことについては、すべて共通する。本件放送の内容①と②の根幹部分についても、Aの朝日新聞記事以外、B、Cは明確に述べている。Aにしても「……意識がなく抵抗できない状態の知人女性を裸にし、デジタルカメラで撮影した疑い」と書き、後段で「帰宅しようとタクシーに乗った時には（知人女性は）意識がもうろうとしていた」と県警の説明にふれている。つまり、「自分の家に連れて行き」（本件放送）、「自宅に連れ込み」（B）、「マンションに連れていったらしい」（C）といった表現は使われていないものの、申立人の自宅に行ったのは知人女性の意味ではなく、知人女性を裸にしたのが申立人であることが明瞭に読み取れる記述になっている。

こうした本件放送と新聞報道の一致した内容からみて、私は、警察当局の発表・説明について、委員会決定の指摘するような「明確とは言いがたい説明」があったとは思えない。むしろ「広報連絡」の「事案の概要」に記されていない部分に関する警察当局の発表・説明は明確だったと考えるべきである。

知人女性が警察に相談したのは9月だった。警察は知人女性の事情聴取を含め、周辺捜査を行ったうえで、約2か月後、申立人の自宅の捜索を行い、任意出頭を求めて逮捕（裁判所に逮捕令状を請求して行う通常逮捕）に至ったと考えられる。警察当局は、逮捕に至る捜査資料を把握したうえで、当日直接調べに当たっている捜査官から得た情報によってメディアの取材に応じたはずである。「事案の概要」に記されている出来事が起きる前段の経緯に関する警察当局の説明は、取材側にとって十分に納得のいくものだったと考えていい。だからこそ、各報道機関とも、それをほぼそのまま伝えたのである。本件放送に警察当局の発表・説明を逸脱した部分は見いだせない。

（2）容疑事実の認否の範囲をめぐって

先に述べたように、委員会決定も本件放送内容の①、②、④について「真実であると証明はできていない」としつつも、「警察当局の説明に基づいて真実と信じて放送したことについて、相当性が認められ、名誉毀損が成立するとはいえない」（決定の概要）と述べている。

にもかかわらず、委員会決定が放送倫理上の問題を指摘した最も大きな理由は、容疑事実に関する申立人の認否の範囲にかかわるように思われる。委員会決定が、警察の発表・説明について、「概括的」、「明確とは言いがたい」とするのも、主としてこの部分についてだろう。申立人は、本件放送内容の③の部分しか認めていないにもかかわらず、本件放送は①、②を伝え、それらについても申立人が認めているとした点（本件放送内容の④）が正確性を欠いていたというわけである。

熊本県民テレビの「答弁書」などによると、記者の容疑事実の認否についての質問に、警察当局は「認めている」と答えたという。委員会決定が指摘する「明確とは言いがたい」には当たらないにしても、「概括的」だったとは言えるだろう。この点をとらえて、委員会決定は、「警察当局の説明部分のうち、どの部分まで申立人は事実として認めていることなのか、そうではない警察の見立てのレベルのことが含まれているのかということに疑問を持ち、その点について丁寧に吟味し、不明な部分があれば警察当局にさらに質問・取材するべきではなかったか」と述べている。傾聴に値する指摘ではある。

しかし、容疑者は拘束されており、弁護人も選任されていない。事案の性質上、被害者への取材もできない。こうした場合、報道機関は警察当局の責任ある担当者の発表・説明に基づいて事件の第一報を書くことになる。先に述べたように、本事案について警察当局は逮捕に至るまでの捜査資料を把握したうえで直接調べに当たっている捜査官から得た情報によって説明したはずである。委員会決定が言う「見立てのレベル」の意味は必ずしも明らかではないが、警察当局が個人的な憶測を語ったと推測する根拠はない。繰り返して言えば、警察当局の発表・説明の内容は明確であり、取材側にとって十分に納得のいくものだった。「容疑事実の認否」についても警察当局が根拠のない憶測を述べたわけでないことは明らかである。

ここで、容疑事実の認否の範囲についての記述という観点から、先の新聞報道をふたたび吟味する。

まず、前提として容疑事実の記述について。Bは、本件放送内容の①、②、③にほぼ相当する部分を記している。AとCは、申立人の自宅に行った経緯やその際の知人女性の状態にふれていない点で、Bに比べて限定的と言える。ただし、AとCも、申立人が知人女性を裸にしたことにはふれている（この点は「広報連絡」の「事案の概要」には記されていない）。しかも、両者ともすぐ後段で、「発表によると」、「県警は説明している」（A）、「署によると」（B）というかたちで、申立人の自宅に行った経緯やその際の知人女性の状態を記している。「疑い」という文言が置かれた位置の違いにかかわらず、容疑事実に関して一般読者に与えた印象はA、B、Cに大きな相違があったとは思えない。

では、容疑事実の認否に関する記述はどうか。具体的には「容疑を認めていると

いう」との文言が指す内容である。Aは、「準強制わいせつの疑いで逮捕し、発表した」の後、すぐに「容疑を認めているという」と続ける。Bは、本件放送内容の①と②にほぼ相当する部分を記した後、「容疑を認めているという」と続ける。Cは、Aとほぼ同様の逮捕容疑を伝えた後、改行後、「署によると」という書き出しで、「熊本市の飲食店で酒を飲んだ後、マンションに連れていったらしい」という経過にもふれた後、「容疑を認めているという」と記す。

BとCは本件放送内容の④に当たる部分もほぼ伝えている。これに対して、Aは容疑者が認めた容疑事実の範囲を限定的に伝えようとしていることがうかがえる。こうした違いは、たしかに警察当局のこの点についての説明が「概括的」だったためかもしれない。だが、Aにしても冒頭の一文には「準強制わいせつの疑い」と書かれただけで、直後に「容疑を認めているという」とあっても、読者にはその具体的内容は分からない。容疑者が認めた内容はその後の容疑事実の記述によって知ることになる。そうすると、すでに容疑事実の記述に関して指摘したことと同じ理由で、容疑者が認めた容疑事実の内容に関して一般読者が抱いたであろう印象はA、B、Cに大きな相違があったとは思えない。

本件放送はA、B、Cの新聞報道の内容と基本的に同じである。委員会決定が放送倫理上の問題として指摘している容疑者が認めている容疑事実の範囲にかかわる放送内容について、本件放送に特段逸脱や飛躍などがあったとは言えない。

(3) 放送倫理に関する結論

熊本県民テレビは、警察からの「広報連絡」をもとに警察当局に補充の取材を行い、その結果を本件放送とした。本件放送は、容疑者の逮捕を受けた直後の事件報道の流れとして、一般的にみられるものである。内容的にも警察当局の発表・説明を逸脱した部分はない。私は本件放送に放送倫理上特段の問題があったとは考えない。

3. おわりに——「難問」としての事件報道

以上の私見に対して、「現在行われている事件報道を追認しただけではないか」という論難が容易に予想される。こうした論難の背景には、言うまでもなく、事件報道に対する人権擁護の見地からの批判がある。たしかに事件報道が加害者のみならず被害者・関係者、さらには発生地の住民の人権などを侵害した事例は少なくない。そうした状況を受け、「事件報道はいかにあるべきか」という議論もジャーナリズムの現場を含めてさまざまに重ねられている。委員会決定が言及しているように、裁判員裁判制度の実施によって新しい問題状況も生まれている。

事件（犯罪）には、加害者がいて被害者がいる。容疑者となった人物は報道される

ことによって社会的評価は低下し、名誉が毀損される。もしそれが冤罪だったとすれば、報道は取り返しのつかない人権侵害を起こしたことになる。いくぶんか報道現場を知る人間として、あるいは近現代日本のジャーナリズムの歴史に少しくふれてきた人間として、事件報道は、「正答」が得られないまま「難問」として残されていることを実感する。「あるべき事件報道」は今後ともさまざまな角度から追求され、具体化が模索されるべきである。

しかし、そうした「あるべき事件報道」を追求する視点と、現実の事件報道を放送倫理上の問題として考える視点は次元がおのずから違う。むしろ、「現実がこうなのだから、仕方がないだろう」と居直る気持ちはまったくくない。だが、私は、今日ただいま日々行われている事件報道に求められる放送倫理上の一般的水準から考えて、本件放送に特段の逸脱があったとは考えない。

先に述べたように、事件報道は未だ「難問」である。熊本県民テレビは、今回こうしたかたちで自局のニュースが委員会の俎上にあがったことを前向きにとらえ、ニュース原稿の書き方といった具体的な問題も含めて事件報道のあり方について、報道現場のみならず社内全体でさらなる論議を深めることを要望する。

(奥 武則 委員)

少数意見

私は、奥委員の少数意見に同調するものであるが、事案に鑑み、以下の点を付加しておきたい。

本件の刑事事件は、申立人の主張を信じるとすれば、若者が時に犯すことのある飲酒の上での軽率な行為という趣のものであった事案が、公務員による計画的な性犯罪であるかのような印象を与えかねないニュースとして報道されてしまったもので、申立人の悔しい思いには理解できるところがある。

他方で、委員会決定のような「広報連絡」における「事案の概要」の緻密な読み解きを、法律の専門家ではない記者に要求するのは酷であり、奥委員少数意見の述べる通り、事件報道のあり方の現状に照らせば、本件において放送倫理上の問題があったとまでは言えないと考えざるをえない。

もともと、これは本件放送が良質な報道であったとするものではまったくくない。申立人は一若手職員に過ぎなかった者であり、本件刑事事件は公務とは無関係のものであるが、公務員だというだけで、詳細が分からない段階で、顔写真はともかく、職場の映像の放送や、薬物使用の可能性の指摘、卑劣だとのコメントまでが必要だったのだろうか。あるいは、こうした扱いにふさわしい取材がなされたといえるのだろうか。

放送局においては、放送倫理上の問題があったとは言えないという少数意見があっ

たことを慰めとするのではなく、申立人の痛みを真摯に受け止めて今後の事件報道の教訓とすることを強く期待する。

(曾我部 真裕 委員)

少数意見

1 私は、委員会決定が本件について名誉毀損の成立を認めなかった点には賛成であるが、放送倫理上問題があるとした点については賛成できない。結論を要約すれば、速報性が求められる報道という時間的制約がある中で、人間関係等の具体的な事情が不明なまま、報道内容を警察への取材に依存せざるを得なかった本件放送には、放送倫理上の問題はないと考える。以下、委員会決定が本件放送について放送倫理上問題があるとする点に限定して、私の意見を述べる。事実関係等の詳細は、委員会決定をご参照いただきたい。

2 「放送と人権等権利に関する委員会」(以下、放送人権委員会)の役割は、BPOに属する他の委員会(放送倫理検証委員会及び青少年委員会)と異なり、個人からの申立てを前提に個別事案について審理し判断することにある。それゆえ、委員会の判断は事案の具体的な特性に基づいて行われる。この点が、申立てを前提としないでBPOの見解を示すことを主たる役割とする他の委員会と異なる。

本件は、地方公務員である申立人が、酒に酔って抗拒不能の状態にあった女性の裸の写真を撮影したという容疑で逮捕されたことを報じたニュースにおいて、申立人の主張によれば、事実と反しあるいは誇張された内容が含まれていたことにより、権利が侵害されたというものである。

3 以上を前提に、では本件の特性は、いかなるものであったか。私は、以下の3点に要約できると思う。すなわち、(i) 逮捕時点では警察の「広報連絡」と警察当局への取材しかできなかったこと、(ii) 申立人は、抗拒不能な状態にあった女性の裸の写真を撮影したことは認めていたこと、(iii) 速報性が認められるテレビニュースにおける取材の限界、である。

(i) に関していえば、本件は不起訴処分となっているため、申立人が自認している点を除き、事実関係を事後的に確認する術はない。「広報連絡」として発表された「事案の概要」である(ii) 以外は、警察当局(以下、当局という)への取材に基づく情報で、当局が取材にどのように回答したかは、放送局側の主張以外—これをそのまま前提とするわけにいかないことはいうまでもない—、委員会は確認をすること

ができないのである。

この点、委員会決定自体、「確かに、警察当局の説明は、『事案の概要』に記載された容疑について申立人が容疑を認めているということと、事件に至る経緯（注：女性が申立人の部屋に入った経緯、女性が裸になった経緯）についての警察の見立てまでも申立人が認めているのかどうかということについて、明確な区別をせずに説明しているふしもうかがわれる」（12頁）と指摘している。このように、当局の説明がどのようなものであったかが必ずしも明確ではなく、したがって、取材時に記者がいかなる質問を当局にすべきであったのかを委員会が確定することも困難な事例であることが、本件の特徴のひとつである。

このような事情の下で、しかし取材に臨んだ記者であれば、放送倫理に適合する一後になって放送倫理上問題ありと指摘されることのないように質問内容を案出し、当局に対して質問することができたであろうか。これもまた想像を逞しくする以外にないが、女性が「抗拒不能の状態にあるのに乗じ、裸体をデジタルカメラ等で撮影した」という警察からの「広報連絡」を受けて取材に赴き、当局から「事件に至る経緯」の説明を受けた場合、記者はまずは当局の説明を前提に事件の把握に努めるであろう。委員会決定は、その説明に対して疑問を持ち取材を尽くすことが、本件事案において放送局に求められる放送倫理であるという。一般論としては、その通りであろう。だが、一般論として取材を尽くすべき放送倫理上の義務があることと、本件について放送倫理上の問題があるといえるかどうかは、次元を異にする事柄である。

この点は、(ii)の申立人が認めている事実と密接にかかわる。問題は、「事件に至る経緯」である。申立人はこれを認めていないと主張する。他方、委員会決定は、当局の「事件に至る経緯」の説明が(ii)と明確に区別しないで行われている「ふしもうかがわれる」という。これとは逆に、奥委員の少数意見は、新聞報道との対比で「警察当局の発表・説明の内容は明確であり、取材側にとって十分に納得のいくもの」（24頁）だと説く。

ここでは、委員会決定の論理に基づいて検討してみよう。委員会決定は、当局の説明が不明確だったので、それを明確にすべく更なる質問を当局にすべきであり、それができなければ『疑い』や『可能性』にとどまることをより適切に表現するように努める必要」（19頁）があったとして、放送倫理上の問題を指摘する。つまり、当局の説明が不明確であったことを理由に、本件ではその内容に疑いを持つことが強く求められているわけである。しかし、そうであれば、むしろ相当性はなかったとの判断の方が論理的には筋が通る。当局の説明をもとに報道したことに相当性を認めた委員会決定は、矛盾した判断ではないのだろうか。

冒頭で述べたように、私自身は、当局の説明に基づいて報道したことには相当性

があり、名誉毀損は成立しないという委員会決定の結論に賛成だが、刑法ないし民法上の名誉毀損事件であれば、法的判断としてはこれで完結する。ところが、放送人権委員会が取り扱う案件では、名誉毀損が成立しなくても放送倫理上一事案によっては非難の程度が「重いという意味で、重大な」という形容詞がつく一問題ありと判断される可能性がある点に特色がある。ちなみに、本委員会がそのように判断する目安としては、①事実の正確性、②客観性、公平・公正、③真実に迫る努力、④表現の適切さ、⑤誠実な姿勢と対応があげられている（『放送人権委員会判断ガイド2014』104頁以下参照）。

これらのうち、本件で委員会決定が主として着目したのは、①、②、③及び④であると思われるが、①に関しては、委員会決定はそもそも名誉毀損における真実性の証明はなかったとの立場で、私もこの点には異論がない。しかし、繰り返しになるが、委員会決定が②、③及び④の欠如を理由に、放送倫理上の問題ありと指摘している点には賛成できない。上記引用の判断ガイドでは、②は、一方当事者に取材をしていないなどの公平感を欠いた報道であったこと、③では、見込み捜査についてのフォローアップ取材の必要性や、取材者の身分を偽り、あるいは申立人の関係者への取材を怠ったこと、取材方法として隠しカメラを用いたことなど、④では断定的ないし制裁的表現などの事案が具体例として示されている。本件においては、②は事実上不可能であり、③は、文字通りそれらが怠られているのであれば相当性がなかったことになるはずである。また、「努力」の程度問題である場合には、本件においては、次の（iii）の問題であろう。④については、②を前提に、奥委員の少数意見における新聞報道との比較も踏まえれば、不適切な表現として放送倫理上問題ありとまではいえないと考える。この点もまた、次の（iii）にもかかわる。

（iii）の速報性に関しては、もちろん時間的な制約があるから安易な取材でも許されるというわけではない。しかし、取材源が警察に限定されている状況下で、委員会決定が指摘するような「警察の見立てのレベルのことが含まれるのかどうか」ということについて疑問を持ち、その点について丁寧に吟味し、不明な部分があれば警察当局にさらに取材・質問するべきで、「仮にそこまでの取材が困難であったとすれば、……何らの留保なしに『容疑者は容疑を認めています』として、そのストーリー全体が真実であると受け止められる放送の仕方をするのではなく、……『疑い』や『可能性』にとどまることを、より適切に表現するように努める」（19頁）ことを要求し、放送局側がそれをしなかったことを放送倫理上問題があると結論づけることは、すでに指摘してきた点に加えて、以下の観点からも不適切である。

本件は、申立人と知人女性との個人的関係いかんで、「事件に至る経緯」の持つ意味が変わりうる事案だが、その点を逮捕当日に申立人に取材し確認することは事実

上不可能であったこと、この点を前提に、(ii)を申立人が認めているという事実と、警察当局による「事件に至る経緯」の説明が判然と区別できない中で、放送局側に上記のような放送倫理の遵守を求めるのは、少なくとも本件においては、一方的な要求といわざるをえない。警察広報が虚偽に満ちているのが常態である社会であればともかく、そうでないとすれば、判然と区別できないことに疑問をもち、疑問が残れば放送局は自制的態度をとるべきだったというのは、本件報道に対する要求として過大である。本来であれば、報道機関と共に、警察も広報に慎重で自己抑制的であるべきことが筋である。それが現実のありようとは異なる場合があるからといって、今後あるべき放送倫理を放送局に遡及的に適用し、犯罪報道の在り方を転換させようとするのは、主観的には共感できるとしても、性急にすぎる。

4 ちなみに、私が奥委員の少数意見に全面的には同調できない理由は、他の報道機関の対応との比較という事後的な基準でしか、放送倫理上問題があるか否かの判断ができないと考えるからである。私は、本件のような特性を有する事例では、判断ガイドに示されているような倫理上の問題が事後に個別具体的に指摘できる場合を別として、当面は原則として放送倫理上の問題なしと解すべきだと思う。こう述べたからといって、そうした報道のありようを今後とも続けてよいと主張したいわけではない。今後あるべき放送倫理としては、私も委員会決定の指摘する方向性が正しいと思う。しかし、そのあるべき姿を過去の事案にさかのぼって基準として適用することは、とりわけ本件事案の特性を念頭におくと、妥当とは思われない。本件と共通する側面を有する事案では、当面はそのように解した上で、放送局一に限らず報道機関一は、事件報道を含む報道の現状に安住することなく、これまで以上に入念な取材を重ね、報道のあるべき姿の基準を自主的に作り上げ、放送（報道）倫理として内面化させていくことが望ましいと私は考える。

5 一般論としていえば、倫理とは善悪・正邪の判断において普遍的な規準となるものといいかえることができるであろう。放送倫理も同様であり、とりわけ名誉毀損に関する判例法理に加えて、放送倫理を加重して問う放送人権委員会においては、当該放送倫理が普遍的なものとして認知されているかどうか事案の解決を左右することが少なくない。今後、委員会決定の指摘するような放送倫理が放送局において普遍的な基準として確立されることを私も切に望むが、残念ながら本件放送時には未だそのような状況にはなかったし、本件放送自体、警察広報になかった報道がなされているわけでもない。それゆえ、本件事案の解決としては、名誉毀損はいうに及ばず、放送倫理上問題があったともいえないというのが、私の意見である。

(中島 徹 委員)

IV 放送概要

被申立人が提出した同録DVDなどによると、当該番組の本件に係る部分の概要は以下のとおりである。

『ストレイトニュース』（ローカル） 11月19日 午前11時40分～	
映像・場面、スーパー（SP）	音 声（ナレーション）
<p>【スタジオ】 キャスター タイトルSP[女性の裸をデジタルカメラで撮影 準強制わいせつ容疑で熊本市職員の男逮捕]</p> <p>【VTR】 映像 写真① SP[逮捕 準強制わいせつの疑い 熊本市〇〇区区民課（実名）容疑者] SP[Facebookより] 映像 写真②</p> <p>映像 警察署外観 SP[自宅で県内20代の女性の裸体をデジタルカメラで撮影した疑い]</p> <p>SP[(実名)容疑者「間違いない」と容疑認める]</p> <p>映像 市役所外観 SP[市役所 けさ逮捕との連絡あり、事実を確認中]</p>	<p>今年7月 20歳代の女性の裸を デジタルカメラで撮影したとして (年齢)歳の熊本市職員の男が逮捕されました。</p> <p>準強制わいせつの疑いで 逮捕されたのは 熊本市〇〇区の区民課の職員 (実名)容疑者(年齢)歳です。</p> <p>警察によりますと (実名)容疑者は今年7月末、 自宅で熊本県内の20歳代の女性の裸を デジタルカメラで撮影した疑いです。</p> <p>(実名)容疑者は「間違いない」と 容疑を認めているということです。</p> <p>熊本市は 「けさ逮捕の連絡があり 現在事実を確認中」と コメントしています。</p>

『先出し テレビタニュース』（ローカル） 11月19日 午後4時50分～

【スタジオ】
番組キャスター

ニュースキャスター
タイトルSP [酒に酔った女性の全裸を
撮影の疑い 熊本市職員の男を逮捕]

ニュースは〇×アナウンサーです

今年7月、酒を飲んで
意識がもうろうとしていた知人の女性を
自分の家に連れて行き、
着ていたものを脱がせて
全裸をデジタルカメラで撮影したとして、
熊本市の職員の男が
きょう逮捕されました。

【VTR】

映像 写真①
SP [フェイスブックより]
SP [逮捕 準強制わいせつの疑い
熊本市〇〇区役所区民課 (実名) 容疑者
(年齢)]

準強制わいせつの疑いで
逮捕されたのは
熊本市〇〇区役所に勤務する
(実名) 容疑者 (年齢) 歳です。

映像 区役所区民課窓口
SP [(実名) 容疑者の職場〇〇区役所]
SP [20代の知人女性と酒を飲んだ後
酔った女性を自宅に連れ込み]

警察によりますと、
(実名) 容疑者は今年7月末、
20代の知人の女性と
熊本市内の飲食店で酒を飲んだ後、
酒に酔った女性をタクシーで
熊本市内の自分の家に連れて行き、
意識がもうろうとしていた女性の服を脱がせ、
全裸をデジタルカメラで
撮影した疑いです。

SP [服を脱がせ、全裸をデジタルカメ
ラで撮影した疑い]

9月中旬、
女性が(実名) 容疑者のデジタルカメラに
自分の裸の写真が残っていることを見つけ、
警察に被害届を提出していました。

映像 警察署外観
SP [9月中旬(実名) 容疑者のデジタル
カメラに自分の裸の写真が写っている
ことを見つけ被害届を提出]

女性がなぜ(実名) 容疑者のカメラの
保存画像を見たのかについて
警察は明らかにしていません。

映像 写真①
SP [間違いありませんと容疑を認め
る]

調べに対し(実名) 容疑者は
「間違いありません」と
容疑を認めているということです。

映像 写真③

映像 市役所外観
SP [熊本市 詳細に事実を確認後、厳
正に対処する]

職員の逮捕を受け
熊本市は、「詳細に事実を確認後、
厳正に対処する」とコメントしています。
警察は、他にも余罪がないか詳しく調べる方針です。

『テレビタニュース』（ローカル）	11月19日 午後6時15分～
<p>【スタジオ】 ニュースキャスター タイトルSP [酒に酔った女性の全裸を撮影の疑い 自宅に連れて行き 熊本市職員 逮捕]</p> <p>【VTR】 映像 写真① SP [Facebookより] SP [逮捕 準強制わいせつの疑い 熊本市〇〇区役所区民課(実名)容疑者(年齢)]</p> <p>映像 区役所区民課窓口 SP [(実名)容疑者の職場〇〇区役所] SP [20代の知人女性と酒を飲んだ後 酔った女性を自宅に連れ込み]</p> <p>SP [服を脱がせ、全裸をデジタルカメラで撮影した疑い]</p> <p>映像 警察署外観 SP [9月中旬(実名)容疑者のデジタルカメラに自分の裸の写真が写っていることを見つけ被害届を提出]</p> <p>映像 写真① SP [「間違いありません」と容疑を認める]</p> <p>映像 写真③</p> <p>映像 市役所外観 SP [熊本市 詳細に事実を確認後、厳正に対処する]</p> <p>【スタジオ】 番組キャスター</p> <p>ニュースキャスター</p>	<p>この時間から熊本のニュースをお伝えします。 きょうは、△△キャスターはお休みです。</p> <p>今年7月、酒に酔って意識がもうろうとしていた知人の女性を自分の家に連れて行き、着ていたものを脱がせて全裸をデジタルカメラで撮影したとして熊本市の職員の男がきょう逮捕されました。</p> <p>準強制わいせつの疑いで逮捕されたのは熊本市〇〇区役所に勤務する(実名)容疑者(年齢)歳です。</p> <p>警察によりますと、(実名)容疑者は今年7月末、20代の知人の女性と熊本市内の飲食店で酒を飲んだ後、酒に酔った女性をタクシーで熊本市内の自分の家に連れて行き意識がもうろうとしていた女性の服を脱がせ全裸をデジタルカメラで撮影した疑いです。</p> <p>9月中旬、女性が(実名)容疑者のデジタルカメラに自分の裸の写真が残っているのを見つけ警察に被害届を出していました。</p> <p>女性が(実名)容疑者のカメラの保存画像を見た経緯について警察は明らかにしていません。</p> <p>調べに対し(実名)容疑者は「間違いありません」と容疑を認めているということです。</p> <p>職員の逮捕を受け熊本市は「詳細に事実を確認後、厳正に対処する」とコメントしています。警察は、他にも余罪がないか詳しく調べる方針です。</p> <p>【コメント】 (実名)容疑者は容疑を認めているということですが意識がもうろうとしている女性に対して卑劣な行為ですね。</p> <p>警察は(実名)容疑者が被害者の女性に薬物を使って意識を朦朧とさせた可能性も含めて今後調べることにしています。</p>

『テレビタニュース』（ローカル） 11月20日 午後4時45分～	
<p>【スタジオ】 キャスター SPタイトル[市職員逮捕で大西熊本市長謝罪 次の議会中にも懲戒処分を厳罰化へ]</p> <p>【VTR】 SPサイドタイトル[職員逮捕で市長が謝罪懲戒処分を厳罰化へ] 映像 市長会見 SP[大西一史市長]</p> <p>映像 市役所窓口 SP[(準強制わいせつの疑い)〇〇区役所職員 (実名)(年齢)]</p> <p>映像 警察車両 SP[送検される(実名)容疑者 きょう警察署] SP[今年7月酒に酔って意識がもうろうとした知人女性の服を脱がせ 全裸をデジタルカメラで撮影した疑い] SP[(実名)容疑者 容疑を認める]</p> <p>映像 市長会見</p> <p>映像 市役所外観 SP[熊本市(先月)別の職員が女性のスカートの中を盗撮⇒停職6か月の懲戒処分]</p> <p>SP[相次ぐ不祥事に] 映像 市長会見</p> <p>SP[大西市長 定例市議会(今月27日～)の会期中にも厳罰化した懲戒処分の指針を明らかにする考え]</p>	<p>次は、熊本市の職員の男がきのう、準強制わいせつの疑いで逮捕された問題です。熊本市の大西一史市長は、今日の定例記者会見で謝罪し、次の議会中にも懲戒処分の厳罰化を行う方針を明らかにしました。</p> <p>【音声】 市長 [市民の皆様には多大なるご迷惑をおかけしまして、ここに深くお詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。]</p> <p>準強制わいせつの疑いできのう逮捕されたのは熊本市〇〇区役所に勤務する(実名)容疑者(年齢)歳です。</p> <p>(実名)容疑者は今年7月末、酒に酔って意識が朦朧としていた20代の知人の女性の服を脱がせ全裸をデジタルカメラで撮影した疑いです。(実名)容疑者は調べに対して容疑を認めています。</p> <p>【音声】 市長 [準強制わいせつであれば、これが明確になったら、これは懲戒免職が相当であろうかと思えます]</p> <p>熊本市では、先月別の職員が女性のスカートの中を盗撮し、停職の懲戒処分となっています。</p> <p>相次ぐ不祥事に大西市長は</p> <p>【音声】 市長 [市政全体を揺るがす危機的な状況であると思っています。今処分の厳罰化についても検討しておりますので、それらについても近いうちにまとめて発表させていただきたい]</p> <p>大西市長は、今月27日から始まる定例市議会の会期中にも厳罰化した懲戒処分の指針を明らかにしたいとしています。</p>

『テレビタニュース』（ローカル） 12月9日 午後4時45分～	
<p>【スタジオ】 キャスター</p> <p>【VTR】 映像 市役所外観 SP [わいせつ容疑の熊本市の職員を不起訴 男性職員 準強制わいせつ容疑⇒きのう不起訴処分に]</p> <p>映像 熊本地検外観 SP [わいせつ容疑の熊本市の職員を不起訴 熊本地検 関係者のプライバシーなどを考慮⇒処分理由を明らかにせず]</p>	<p>続いてフラッシュニュースです。</p> <p>今年7月、酒に酔って意識が朦朧としていた知人女性の裸をデジタルカメラで撮影したとして準強制わいせつの容疑で逮捕・送検された熊本市の男性職員について熊本地検はきのう不起訴処分としました。</p> <p>処分の理由は「関係者のプライバシーなどを考慮し、回答を差し控えたい」としています。</p>

V 申立人の主張と被申立人の答弁

提出された書面とヒアリングによると、申立人の主張と被申立人の答弁の概要は以下のとおりである。(I 2. 論点に添って整理)

	申立人	被申立人 (熊本県民テレビ)
放送内容 と表現の 問題につ いて	<ul style="list-style-type: none"> ・事件の概要は被害者女性と逮捕された私、警察しかわかるはずのない状態で、警察発表に色を付けて報道しており、視聴者からすると、あたかも無理やり酒を飲ませて酔わせた挙句、無理やり家に連れ込み、無理やり服を脱がせたうえで写真を撮ったかのように受け取られる内容で放送された。不起訴処分で釈放されているにもかかわらず、初期報道でレイプや殺人犯かのような扱いを受けている。 ・警察は抗拒不能の女性の裸の写真を撮ったとしか発表しておらず、事実としても寝ている状態の裸の女性の写真を撮ったというもの。 ・私は、写真を撮ったという行為のみを認めていたにもかかわらず、全てを認めているかのような報道内容で、事実と異なる報道ののちに「間違いありません」と容疑を認めていると報道されたことにより、大きな誤解を与える内容となっている。 ・「意識もうろうとした女性を連れ込み」という表現により、故意に意識もうろうとなるような状況を作りだし、無理やり連れ込んだという意識を植え付けている。そのような事実は一切ない。 ・自宅に入るときも女性は意識もあり、会話もしていた。意識を失うようなことはなく、ちょっと飲みすぎて横になっていたら、急に吐いてしまって洋服が汚れたので、脱ぐのを手伝っただけ。写真を撮った時、(女性は)認識はしていなかったかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署が発表した広報文には、被害者である女性は「抗拒不能の状態」とあり、当社は警察当局に「抗拒不能の状態とはどのような状態であったのか」と取材をし、警察当局から「意識もうろうの状態であった」と回答を得て報道をしている。取材に基づいたもので、大げさに報道したとは考えていない。 ・「服を脱がせ」「裸体を撮影した」という表現についても、今回の準強制わいせつ容疑は「抗拒不能の女性の裸を承諾なく撮影した」というもので、「服を脱がせ裸体を撮影した」という表現は取材に基づいており、申立人も認めている。「事実と異なる」「大きな誤解を与えた」と言う主張には同意できない。 ・容疑(認否)の部分について言うと、広報文に書いてある抗拒不能と言う部分を放送上わかりやすく伝えるために補足している。私たちが拡大解釈をしたのではなく、その抗拒不能の状態を警察当局が説明した。その補足部分まで認めたということだ。

<p>取材について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が逮捕されてから広報連絡文が出されるまで30分ほど、わずかな時間で作成され、まともな取り調べは行われていないにも関わらず、相手方と警察が作り上げた一方的な情報に重きを置いて放送している時点で正確かつ公平な報道と呼ぶことはできない。警察が出す情報は正しいからそのまま放送するというのであれば、それは報道ではなく、ただの警察の広報だ。 ・市役所の外観だけでなく、所属していた区民課住民班の窓口（窓口番号表示あり）やそのアップが流れるという、職場に戻ってこられないようにしてしまおうというモラルを欠いた映像の作り方だ。 ・市は施設管理者として施設の撮影を打診された場合、不許可にする理由はないが、出たからと言って勤務していた窓口とそのアップを撮影し放送するのは、社会的に抹殺しようとの倫理の欠如であり、モラルを欠いた映像の作り方になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署からの広報発表後、駐在カメラマンが警察署に出向き、広報担当者が話しをしていた内容を本社に報告。それを受けて記者が警察当局に電話で取材を行った。その内容は以下の通り 「二人は知人、容疑者は被害者の承諾を得ないで裸を撮影した、裸とは全裸である、熊本市内の飲食店で酒を飲んだ後女性を自分の部屋に連れ込んだ、女性はタクシーに乗るときに記憶がないと話している、女性は意識もうろうとしているので自分で服を脱ぐことはない、容疑者が脱がせたということでないで全裸にはならないだろう、余罪があるかどうかはこれから調べる、女性が被害届を出したのは9月中旬、数日前に容疑者のデジタルカメラに裸の写真が写っているのを見た、カメラは押収した、「間違いない」と容疑を認めている、薬物を使って意識もうろうとさせた可能性も含め今後調べる」というもの。 ・逮捕の第一報や間もない時点では、逮捕した警察当局に取材を重ね報道内容を組み立てることに一定の合理性はあると考える。 ・申立人の職場である市役所の区民課住民班の窓口をアップにした映像の報道は、その管理者である市の許可を得て撮影し報道したもの。
<p>キャスターのコメントについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有罪になった犯人でもないのに「卑劣な行為」と断言し、コメントしている。このコメントにより視聴者を「こいつが犯人だ（刑法犯だ）」という思考にさせている。また、「薬物を使用した可能性がある」と言う点を強調して放送しており、そのような事実がないにもかかわらず、「間違いなく使っているだろう」という意識を植え付ける内容になっている。 ・「卑劣な行為」という発言は、VTR終了後スタジオが映されてすぐに発した言葉であり、仮に行為を「卑劣」 	<ul style="list-style-type: none"> ・司会者のコメントは、意見・論評に当たる。今回の事件は、単に「裸体を撮影した」というものでなく、「抗拒不能の女性の裸を承諾なく撮影した」という準強制わいせつ事件であり、申立人自身「事実としても寝ている状態の裸の女性を撮ったもの」と容疑を認めている。「卑劣な行為」というコメントは、その重要な部分において事実であると言え、起訴・不起訴にかかわらず卑劣な行為と言われてもやむを得ない行為である。 ・薬物使用の可能性については、女性の意識がもうろうとしていた原因として、

	<p>と評したとしても、視聴者には「申立人が卑劣な行為を行った犯人だ」と間違いなく思わせる発言だ。</p> <p>・地元で一番人気のあるキャスターなので、やはりすごい影響力がある。険しい顔をしてコメントすることで、完全に刑が確定した、本当に有罪だと思わせる効果があるコメントだ。</p>	<p>「飲酒店で酒を飲んだ後、酒に酔った」と報道しているうえで、薬物使用についても警察が「可能性をふくめて今後調べることにしている」と客観的な捜査状況を報道するにとどめている。</p>
<p>フェイスブックの写真使用等について</p>	<p>・私のフェイスブックから無断で写真が使用されている。現在のネット社会において写真が出回ってしまうと一生消すことはできない。フェイスブックで全体に公開しているのは、友人に見つけてもらうため、自分だとわかってもらうためであり、ほとんどの人はそれ以外の用途での利用を認めたものではないと思う。</p> <p>・フェイスブック等のSNSから写真を使用したことがわかると、興味本位で検索して友人や家族が嫌がらせを受けたり、犯罪者の友人、家族だと思われたり害が及ぶ可能性が一層高くなる。</p> <p>・不起訴処分で釈放されたにもかかわらず、顔写真付きでローカルと全国で異常な報道をされたため、ヤフーの映像ランキング1位になったり、急上昇ワードなどにも出ており、掲示板やツイッター、ブログ等にも多数転載されたりしており、名前や写真は一生消えることなく多大な迷惑を被り、深刻な人権侵害を受けた。</p>	<p>・フェイスブックに掲載されていた写真を2枚使用している点については、公務員が準強制わいせつ容疑で逮捕されたことからすれば、その必要性はあった。</p> <p>・写真を放送した時間も4回の報道を合わせてもわずか数十秒に過ぎない。長時間にわたって何度も報道したものではない。</p> <p>・申立人のフェイスブックはだれでも閲覧できる状況にあり、当社は報道規範に沿って、本人かどうかを確認したうえで、著作権法上の報道引用の範囲で使用している。他の事案でもフェイスブック写真を使用しているが、他の事案より写真の扱いを大きくしたり時間を長くした事実はない。今回の事案から考えても写真の引用が人権を不当に侵害するものではない。</p>
<p>公務員であることへの考慮</p>	<p>・公務員と言う立場上、国民の「知る権利」に応えるため氏名の公表は理解できるが、顔写真はそれに含まれるのか。公務員の逮捕を受け、視聴率欲しさにSNSの顔写真を使い、面白おかしく報道し公務員バッシングするという過剰な報道。公務員といえども人とかかわり合いながら日常生活する、そうした権利を侵害されてしまう。</p>	<p>・高い規律と倫理観が求められる公務員が本人の承諾なく女性の裸体の写真を撮影したことによって準強制わいせつ容疑で逮捕されたというものであり、社会的に重大な事案であると考える。</p> <p>・申立人は区役所といっても市役所本庁と同じ建物の1階中央の窓口にいる幅広い市民に接する現役公務員であり、公務員の公益性、公共性を考慮した。また、</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「準強制わいせつ」の疑いという罪名だけに引っ張られ、ネタになるからと常軌を逸した報道内容。 	<p>市役所では横領、盗撮など不祥事が相次いでおり、市に対しては綱紀の肅正が強く求められていた。</p>
局への要求	<ul style="list-style-type: none"> ・謝罪文の提出 ・事実と異なることや誤解を招くような異常な報道であった旨の放送 ・インターネットに拡散している情報の削除 	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の報道は、放送倫理上も何ら問題なく、また公平・公正を欠いた内容でもない。したがって、申立人の名誉、信用、プライバシー・肖像等の権利を不当に侵害などしておらず、申立人の主張は妥当性がないものとする。

VI 申立ての経緯および審理経過

年 月 日	内容
2015年11月19日	熊本県民テレビ『テレビタニユース』等で放送
12月9日	熊本県民テレビ『テレビタニユース』（「不起訴」を放送）
12月17日	申立人、熊本県民テレビへの情報開示請求
12月21日	申立人、委員会に「申立書」（17日付）提出
12月28日	申立人、熊本県民テレビにて放送録画を視聴
2016年2月22日	申立人、委員会に申立書「追加書面」提出
4月8日	熊本県民テレビ、委員会に「経緯と見解」提出
4月19日	第232回委員会 審理入りを決定
6月3日	熊本県民テレビ、委員会に「答弁書」提出
6月14日	申立人、委員会に「反論書」提出
6月21日	第236回委員会 審理
7月1日	熊本県民テレビ、委員会に「再答弁書」提出
7月19日	第237回委員会 審理
8月2日	起草委員による論点・質問検討
8月16日	第238回委員会 審理
9月13日	第239回委員会 ヒアリングと審理
9月30日	熊本県民テレビ、委員会に「補充書」提出
10月4日	起草委員による起草準備打ち合わせ
10月12日	申立人、委員会に「補充書」提出
10月18日	第240回委員会 審理
11月9日	第1回起草委員会
11月15日	第241回委員会 審理
12月13日	第2回起草委員会
12月20日	第242回委員会 審理
2017年1月6日	第3回起草委員会
1月17日	第243回委員会 審理
2月10日	第4回起草委員会
2月21日	第244回委員会 審理 委員会決定案を了承
2月27日	委員長、「委員会決定」を最終確認
3月10日	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [BPO]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員長	坂井 眞
委員長代行	奥 武 則
委員長代行	市川 正 司
委員	紙谷 雅 子
委員	城戸 真亜子
委員	白波瀬 佐和子
委員	曾我部 真 裕
委員	中 島 徹
委員	二 関 辰 郎